

令和6年5月7日

岩国基地周辺における令和5年度の航空機騒音の状況について

このことについて、山口県基地関係県市町連絡協議会が、別添のとおり取りまとめたので、お知らせします。

※ 概要版以外の資料（PDFファイル）については、岩国市ホームページ内「報道発表（基地政策課担当分）」に掲載しています。

URL <https://www.city.iwakuni.lg.jp/soshiki/16/76429.html>

（参考）山口県基地関係県市町連絡協議会の概要

目的：関係自治体がより緊密に連携、協力しながら、国等に対して、岩国基地に起因する諸問題の解決を図る取組を進めるために設立

会員：山口県知事(会長)、岩国市長(副会長)、柳井市長、周防大島町長、和木町長

設立：平成23年5月17日

※前身は平成22年度末に解散した「岩国基地沖合移設促進期成同盟会」

【次頁に資料（概要版）を添付しています】

岩国基地周辺における令和５年度の航空機騒音の状況【概要版】

令和 6 年 5 月
山口県基地関係県市町連絡協議会

令和５年度の岩国基地周辺の航空機騒音の状況を以下のとおり取りまとめた。

1 概況

【月別W値の推移】

- 令和５年度は、例年と同様に空母艦載機によるFCLP前後の訓練等の影響により、４月～５月のW値が高くなったことに加え、外来機の一時展開に伴う訓練や、艦載機の一時的帰還などが行われた７～９月についても例年より騒音が増大した。
その後、艦載機が再び基地を離れた１０月はW値が低くなったが、艦載機が帰還した１１月以降は、W値が高い水準で推移した。

- ・ ４～５月は、例年と同様のFCLP前後の基地周辺での集中的な訓練や、４年ぶりに九州沖の洋上の空母で実施されたCQに伴う夜間離着陸などの影響により、例年同様、W値が高くなった。
- ・ ７月は、米空軍のF-15EやF-16が岩国基地に飛来・滞在し、訓練を実施した影響により、こうした訓練の実施のなかった令和３年７月などと比べてW値が増大した。
- ・ また、令和４年度と同様に８月中旬に艦載機が一時的帰還し、その後、令和４年度より長期間滞在したことなどにより、８～９月のW値は例年の同時期と比べて高いものとなった。
- ・ 艦載機が再び基地を離れた１０月は、令和４年１０月と比べて大半の地点でW値が低くなったが、艦載機が令和４年度より１か月程度早く帰還した１１月以降は、W値が高い水準で推移した。

【過去の年間測定値等との比較】

- 空母艦載機移駐後（平成３０年度～令和４年度）との比較

【前年度（令和４年度）との比較】

- ・ 比較可能な２８地点中２７地点でW値が増加した。

【平成３０年度～令和４年度との比較】

- ・ 比較可能な２８地点中、平成３０年度以降、連続して増加したのは１地点、令和５年度が最大値となったのは１１地点であった。

- 空母艦載機移駐開始前（平成２４～２８年度の平均）との比較

- ・ 比較可能な２１地点中２０地点でW値が増加しており、中でも基地北西側、基地近辺の西側、飛行ルート近辺の北東側で増加した。

2 航空機騒音への対応

岩国基地周辺の騒音対策については、毎年、国に対し、県による政府要望、山口県基地関係県市町連絡協議会要望を行っており、引き続き、県・地元市町が連携し、状況把握に努めるとともに、国や米側において、要望した取組が進められるよう働きかけていく。

【参 考】

《令和５年度 政府要望（令和５年１１月）（抜粋）》

1 米軍岩国基地に係る安心・安全対策の推進

- 飛行運用に係る騒音軽減措置の実施
 - ・ 集中的な飛行訓練について、岩国基地周辺での実施の緩和や訓練場所の分散などの騒音軽減措置の実施
 - ・ C Q（空母着艦資格取得訓練）実施時の運用時間帯への配慮
 - ・ 「岩国日米協議会」における確認事項等の遵守
- 住民の不安解消に向けた措置の実施
 - ・ 住民生活への影響が大きい訓練（外来機によるものを含む）の事前通知
 - ・ 航空機の陸揚げや艦船の寄港の際の、必要性や目的、基地での運用方法等の事前の十分な情報提供
 - ・ 空母艦載機の滞在状況、配備機の機種更新等の運用や配置に関する迅速かつ適切な情報提供
 - ・ F C L P（空母艦載機着陸訓練）の予備施設指定からの除外
 - ・ F C L Pの恒常的な訓練施設（滞在可能な施設を含む）の早期整備
- 国による騒音対策の拡充
 - ・ 騒音測定器の増設など、艦載機移駐後の騒音状況の更なる実態把握
 - ・ 住宅防音工事の事務所・店舗等への拡大や艦載機滞在時の状況に対応した対象区域の見直しなど、地域の実情に即した防音対策

《令和５年度 山口県基地関係県市町連絡協議会要望（令和５年８月）（抜粋）》

I 騒音対策の強化

1 岩国基地における航空機騒音等の軽減

- 飛行運用に係る騒音軽減措置の実施（集中的な飛行訓練の実施の緩和など）
- 「岩国日米協議会」における確認事項の遵守（飛行方法や運用時間等に関する確認事項の遵守など）
- F C L Pの禁止（岩国基地の予備施設指定からの除外など）
- 航空機の運用や飛行実態等に関する情報提供等（外来機によるものを含む、住民生活への影響が大きい訓練の事前通知など）

2 住宅防音工事等、騒音対策の充実

- 住宅防音工事対象の拡充（第１種区域の見直しにおける艦載機滞在時等の騒音状況の反映など）